

## 意見具申案が提示される

中央環境審議会循環型社会部会

処理法と特定有害廃規制で



廃棄物処理法とバーゼル法の見直しは今国会に上程する

2月3日、東京都内で行われた第18回中央環境審議会循環型社会部会(酒井伸一部会長)の中で、個別に議論が進んでいた「廃棄物処理制度の見直しの方向性」と「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方」の見直しの方向性について意見具申案が提示された。

「廃棄物処理制度の見直しの方向性」については、大塚直氏(早稲田大学大学院法学部教授)が内容を説明した。大きなポイントとして雑品スクラップへの規制と電子マネーフェスの普及拡大を挙げた。

委員からは電子マネーフェスについて義務対象の範囲や関係者への周知などについて意見が寄せられた。大きな変更はないが、委員からの指摘を受け、表現を一部修正した形で環境大臣に意見具申する。

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方」の見直しの方向性については、細田

り方を見直しの方向性については、細田

を説明した。

バーゼル法見直しの方向性として、OECD加盟国向け輸出に関する審査や雑品スクラップへの各種対応などの項目を挙げた。委員の了承が得られたため、原案通り環境大臣への意見具申を行う。

第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の点検については委員からPRTTR(化学物質排出移動量届出制度)を積極的に活用することで環境汚染を未然に防止できることが指摘された。

衛士氏(慶應義塾大学経済学部教授)が内容を